

# 「自治会・町内会の LINE 公式アカウント等活用講座」 業務委託に係る提案競技実施要領

## 1 趣旨

地域活動の負担軽減を図るとともに、誰もが気軽に情報を受け取れるようにするため、自治会・町内会のデジタル媒体を活用した情報発信を支援する「自治会・町内会の LINE 公式アカウント等活用講座」を行う。これにあたり、本業務を委託する事業者を選定するため、受託事業者を広く募集し、提案競技を実施するもの。

## 2 件名

「自治会・町内会の LINE 公式アカウント等活用講座」業務委託

## 3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月 31 日まで

## 4 総事業費

3, 300, 000円(上限額。消費税及び地方消費税を含む。)

## 5 委託業務内容

資料1「仕様書」のとおり

## 6 企画提案内容

資料1「仕様書」、資料2「企画提案書作成要領」、資料3「提案競技配点表」及び「12 企画提案書等の提出」を基に企画提案書を作成すること。

## 7 スケジュール(予定)

(1)募集開始	令和7年3月 19 日(水)
(2)質問書提出締切	令和7年3月 28 日(金)
(3)質問への回答	令和7年4月 2 日(水)
(4)提案競技参加申込締切	令和7年4月8日(火)
(5)企画提案書提出締切	令和7年4月 14 日(月)
(6)プレゼンテーション・ 選定委員会による審査	令和7年4月 18 日(金)(予定)
(7)事業者決定	令和7年4月 22 日(火)(予定)
(8)契約締結	令和7年4月末(予定)

## 8 特記事項

- (1) 本業務で利用する写真や動画などに関する著作権や肖像権等の権利関係については、提案者において処理することを前提に提案すること。
- (2) 「5 委託業務内容」を実施するために必要な経費は、全て「4 総事業費」に含まれるものとして見積書に記載すること。
- (3) 1事業者1提案とし、複数の提案は認めない。

## 9 この提案競技に参加する者に必要な資格

この提案競技には、次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければ参加することはできない。共同事業者(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、コンソーシアムのすべての構成員が参加資格を有している必要がある。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku\\_kanri/keiyaku\\_hp/law\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html)

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

## 10 提案競技に関する質問及び回答

### (1) 質問の方法

「質問書(様式3)」の様式により、「19 問い合わせ先・提出先」への電子メールでのみ受け付ける。未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡すること。

また、メールのタイトルは「【自治会・町内会の LINE 公式アカウント等活用講座】業務委託に係る提案競技に関する質問(事業者名)」とすること。

### (2) 提出期限

令和7年3月28日(金)17時

### (3) 質問書への回答

質問書に対する回答は、令和7年4月2日(水)までに福岡市ホームページに掲載する。

【掲載場所】

福岡市ホームページ>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>各所管課が公募する競争入札、提案競技等

## 11 提案競技参加申込

本提案競技に参加を希望する場合は、参加資格を確認の上、「19 問い合わせ先・提出先」に下記の書類を提出すること。

### (1) 提出期限

令和7年4月8日(火)17時までに、郵送(必着)、持参、または電子メールにより提出すること。

※ 郵送の場合は、特定記録又は簡易書留で送付すること。

※ 電子メールの場合は、提出した旨を電話で連絡すること。

※ 提出期限以降の提出は一切受け付けないため注意すること。

### (2) 提出書類(各1部)

下記①～⑧の書類(②～④については、提出日前3か月以内に発行された原本)を提出すること(各1部)。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申請期限日が含まれている者については、②～⑧の提出を免除する。

#### ① 提案競技参加申込書(様式1)

※コンソーシアムで申し込む場合は、様式1に加えて代表事業者を決定し、「コンソーシアム構成団体一覧」及び「コンソーシアム体協定書」を作成すること(書式は自由)。なお、代表事業者が書類を取りまとめて提出。

#### ② 登記事項証明書

注1)法務局発行の現在事項全部証明書を提出(履歴事項全部証明書でも可)。

#### ③ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1)福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する事業者については、福岡市発行の納税証明のうち、「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出。

注2)上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出。

#### ④ 消費税及び地方消費税納税証明書

注 1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出。

注 2) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択(「その3の2」「その3の3」でも可)。

#### ⑤ 委任状(様式1-2)

注 1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第1-2号により委任状を作成して提出。

#### ⑥ 誓約書(様式1-3)

注 1) 代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用。

#### ⑦ 役員名簿(様式1-4)

注 1) 代表者及び役員(⑤の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日を記入。

注 2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用。

注 3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう(監査役、監事、事務局長は含まない。)

#### ⑧ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注 1) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出。

## 12 企画提案書等の提出

### (1) 提出期限

令和7年4月14日(月)17時までに、「19 問い合わせ先・提出先」に郵送(必着)又は持参すること。郵送の場合は、特定記録又は簡易書留で送付すること。

※ 提出期限以降の提出は一切受け付けないため注意すること。

### (2) 提出書類

下記①～③を一つにまとめて提出すること。

全体にわたって参加事業者名が分からないようにすること。

#### ① 企画提案書

- ・ 資料2「企画提案書作成要領」のとおり

#### ② 見積書

- ・ A4サイズ(縦向き)。業務ごとの積算内訳を記載すること。
- ・ 事業者名、押印なし

#### ③ 「同種又は類似業務の実績表(様式2)」

- ・ 当該事業と同種又は類似業務の実績があれば、「同種又は類似業務の実績表(様式2)」を提出すること。
- ・ 事業者名、押印なし

### (3) 提出部数

8部

※ 見積書、「同種又は類似業務の実績表(様式2)」については、この8部とは別に、事業者名を記載したものを1部提出すること。

#### (4) 参加の辞退

参加申込後に、参加を辞退する場合は、提案競技参加辞退届(様式4)を令和7年4月14日(月)17時までに提出すること

### 13 選考

#### (1) 審査

福岡市が設置する選考委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について審査を行う。詳細な日時・場所は、後日参加事業者に電子メールで通知する。

① 開催日 令和7年4月18日(金)(予定)

② 場所 福岡市役所本庁舎会議室(福岡市中央区天神1-8-1)(予定)

#### ③ 説明

・説明資料は提出された企画提案書のみ(追加資料等を使用した説明は不可)とし、説明時間15分、質疑応答10分とする。

※ 参加者が1事業者の場合でもプレゼンテーションは行う。

※ 説明にあたり、スクリーン、プロジェクターが必要な場合は企画提案書の提出時に申し出ること。

・出席者は1事業者又は1コンソーシアムあたり3名以内とし、契約を締結した場合に本委託業務を主に担当する方が行うこと。

#### (2) 評価項目

資料3「提案競技配点表」に沿って総合的に審査し、最優秀提案者を選考する。

#### (3) 選考結果

令和7年4月22日(火)に全事業者に電子メールで通知するとともに、市のホームページで公開する予定。

### 14 提出書類等の取扱い

(1) 提出書類等提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。

(2) 提出いただいた書類は返却しない。提出した資料は、契約に至った場合に使用するほか、審査以外の目的で提案者に無断で使用することはない。

(3) 提案書類等は、審査の事務に必要な場合は、複製することがある。

(4) 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求める場合がある。

### 15 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選考委員等に対する不正な行為が認められた場合は、失格とすることがある。

## 16 契約の締結

選考委員会での選定に基づき、最も優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、最優秀提案者との契約締結に至らない場合は、次点の事業者と協議を行い、業務委託契約手続きを行う。

## 17 その他留意事項

- (1)提案に係る費用は、参加者が負担するものとする。
- (2)審査結果に関する質問には回答しない。
- (3)本資料(添付資料含む)は、提案競技に参加するためのみ使用できるものとし、ほかの目的のために使用することを禁止する。
- (4)提出された事業提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (5)この委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。
- (6)資料1「仕様書」の内容は、現時点で必要と思われる委託内容を提示しており、契約締結の際、契約予定者に対して、福岡市から内容の変更を求めて協議することがある。
- (7)本事業は令和7年度予算による事業につき、予算が承認されないなどの事情により、本事業の予算が成立しない場合は、事業が中止になることがある。

## 18 添付資料

- (1) 資料1「仕様書」
- (2) 資料2「企画提案書作成要領」
- (3) 資料3「提案競技配点表」
- (4) 様式
  - (様式1)提案競技参加申込書
  - (様式1-2)委任状
  - (様式1-3)誓約書
  - (様式1-4)役員名簿
  - (様式2)同種又は類似業務の実績表
  - (様式3)質問書
  - (様式4)提案競技参加辞退届
  - (参考様式)コンソーシアム協定書(ひな形)、コンソーシアム構成団体一覧(ひな形)

## 19 問い合わせ先・提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所7階  
福岡市市民局コミュニティ推進部コミュニティ推進課  
担当:権藤、小島  
電話:092-733-5161 FAX:092-733-5595  
Eメール:community.CAB@city.fukuoka.lg.jp